

論 説

スワップ取引における自己側信用リスクの課税上の取扱い（試論）

—JPMorgan Chase 事件訴訟の終結を踏まえて—

大阪国税不服審判所次席国税審判官

関 本 大 樹

◆SUMMARY◆

米国においてスワップ取引の期末時価評価額について、特に関連する管理運営費用や取引相手の信用リスクに係る損失見込額を減額して見積もること（費用等調整額の控除）の可否が争点となって争われてきた JPMorgan Chase 事件の再控訴審判決が 2008 年 7 月 1 日に行われ、13 年間にわたって争われてきた同事件が終結した。

本稿は、税大ジャーナル第 6 号において、当該事件の背景や争点事項につき、特に米国における費用等調整額に係る批判的見解を踏まえて紹介を行った筆者が、当該事件の再控訴審判決についてその概要等を紹介した後、我が国におけるスワップ取引の期末時価評価に係る現在の企業会計基準等に基づく方法について概観するとともに、現状では課税上特に取扱いが規定されていない納税者自身の信用リスクに係る調整方法について、その方法によっては実質的な税負担が異なり得ることを具体的な計算例を用いて解説し、スワップ取引の期末時価評価における信用リスクの取扱いなど、今後課税上の取扱いを更に明確化していかなければならないと考えられる点について問題提起を試みたものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

1	はじめに	72
2	再控訴審判決のポイント	72
	(1) 調整中値方式による期末時価評価の許容	72
	(2) 課税当局による管理運営費用に係る調整額の認容の背景	73
	(3) 課税当局による管理運営費用に係る調整額の当初否認の理由	73
	(4) 租税裁判所が費用等調整額の控除を認めた理由	74
3	JPMorgan Chase 事件の残した課題	75
4	我が国における信用リスク評価の会計制度上の取扱い	76
	(1) デリバティブ評価の基本的な考え方	76
	(2) 信用リスクの調整方法	76
	(3) 信用リスクの調整方法のバリエーションとその現在価値評価への影響度合い	79
	(4) 自己側信用リスクの各調整方法の課税への影響度合い	81
	(5) 検 討	83
5	おわりに	84
	(資料) JPMorgan Chase 事件第 7 巡回区連邦控訴裁判所判決 [仮訳]	95

1 はじめに

米国においてスワップ取引の期末時価評価について、特に関連する管理運営費用や信用リスクに係る損失見込額を減額して見積もること（以下「費用等調整額」という。）の可否が争点となって争われてきた歴史的な訴訟である JPMorgan Chase 事件^①の再控訴審判決が昨年（2008 年）7 月 1 日に行われ、1995 年 4 月に租税裁判所に当該訴訟が初めて提起されてから、13 年間にわたって争われてきた同事件が当該判決をもって終結した。

当該事件については、前稿^②においてその背景や争点事項について、特に米国における費用等調整額に係る批判的見解を踏まえ紹介したところであるが、本稿においては、当該事件の再控訴審判決についてその概要等を紹介した後、その結果を踏まえて、我が国におけるスワップ取引の期末時価評価に係る現在の企業会計基準等に基づく方法について概観するとともに、今後課税上の取扱いを調整していかなければならないと考えられる点につ

いて問題提起してみたいと思う。具体的には、現行企業会計基準等では、スワップ取引の期末時価評価における会計主体自身の信用リスクの調整方法として、当該スワップ取引に係る将来キャッシュ・フローの現在価値を求めるときに用いられる割引率を調整する方法が許容されているが、この点に係る課税上の問題点とその対処方法について計算例に基づいて検討してみることとしたい。

2 再控訴審判決のポイント

(1) 調整中値方式による期末時価評価の許容

本事件は、前控訴審判決^③において、内国歳入法第 446 条^④《会計方法の一般規定》に基づけば、納税者の計算が不適法である場合には、原則として課税当局の採用した計算方法が尊重されるべきであり、その点の審理が尽くされていないとして第一審租税裁判所に差し戻されたものである。そこで、前稿の時点では、第一審で許容された費用等調整額が最終的には認められない可能性があるものと

想定されたが、本再控訴審判決⁽⁵⁾で明らかとなったことは、本件に係る費用等調整額（以下「本件調整額」という。）を期末評価額に反映すること自体については、被控訴人である内国歳入庁（IRS）も最早争わなかったこと⁽⁶⁾、そして、本件調整額のうち管理運営費用の見積額については当事者間で争いがなく、控訴人である JPMorgan Chase 銀行⁽⁷⁾（以下「JPMorgan」という。）も信用リスクに係る損失の見積額についてのみ争ったことである。

(2) 課税当局による管理運営費用に係る調整額の認容の背景

つまり、第一審において IRS が当初強く否定していた本件調整額自体の期末評価額への反映については、強く否定する根拠であったと想定される、未確定費用の見込みによる引き当て計上との類似性⁽⁸⁾が認められるものの、課税当局として認容することが明らかとなったわけである。この背景としては、前稿でも触れたように、証券取引委員会（SEC）等の IRS 以外の規制当局に提出しなければならないような一定の財務諸表における時価評価額が仮に内国歳入法上の公正市場価値ではなくとも、スワップ取引等の期末時価評価を規定する内国歳入法第 475 条⁽⁹⁾《有価証券のディーラーの時価会計方法》の適用上は、公正市場価値とみなされるという内容の内国歳入規則第 1.475(a)-4 条⁽¹⁰⁾《評価方法に係る許容規定》（以下「新許容規定」という。）が制定されたことがあるものと考えられる。つまり、費用等調整額を考慮したスワップ取引等の時価評価方法である調整中値方式が企業会計や金融業規制面で許容されている現状では、新許容規定上も調整中値方式が許容されることになることから、IRS は、費用等調整額が考慮されない点で未確定費用の見積もり計上を否認してきた従来からの課税上の取扱いとも整合性の高い中値方式に固執することを諦めたものと考えられる⁽¹¹⁾。

確かに、保守主義的な観点からすれば、ス

ワップ契約に明示的に示されている、一般の商品取引であれば売上げ又は直接原価に相当するような取引対象であるキャッシュ・フロー（以下「直接キャッシュ・フロー」という。）だけでなく、費用等調整額の算出根拠となるような管理運営費用や信用リスクに係る損失などの、一般の商品取引であれば間接原価となるような間接的なキャッシュ・フロー（以下「間接キャッシュ・フロー」という。）も含めて当該スワップ取引等の正味現在価値を求めるべきということになる。しかし、従来型の金融商品取引においては、上記のような間接キャッシュ・フローについては、通常は会計主体にとって販売費ないし一般管理費となるものと考えられることから、JPMorgan が本件第一審において認めたように内国歳入法上も当該費用を見込み計上して所得の繰延べをすることはできない。我が国法人税法においても同様に、第 22 条《各事業年度の所得の金額の計算》第 3 項において当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用のうち償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを損金から除くこととされており、信用リスクに係る損失についてもその見積もり計上のための評価性引当金として同法第 52 条《貸倒引当金》の規定を明示的に置いて対応しているところである。したがって、企業会計上は、そのような保守的な取扱いが許容されるとしても、他の従来型の金融商品や貸借取引との課税上の取扱いとのバランスを考えると問題なしとしない。

(3) 課税当局による管理運営費用に係る調整額の当初否認の理由

例えば、IRS は、スワップ取引の時価評価において中値方式を採用すべき正当性について、①調整された中値は、市場における取引価格を反映したものではないこと⁽¹²⁾、②スワップ取引のディーラーは、買い呼び値による評価が適切である、スワップ取引に係る市場リスクを取る場合もあれば、売り呼び値による評

価が適切である市場リスクを避ける場合もあり、全体としてみれば中値方式によることが妥当であること⁽¹³⁾、③取引価格自体に信用リスクが加味されている株式・債券市場と比較すれば、中値方式による方が適切であることなどを理由として挙げている⁽¹⁴⁾。

上記①は、実際の取引価格が直接キャッシュ・フローのみを斟酌して決められていることから、期末評価の際にもそれによるべきであるという主張と考えられるが、確かに、調整中値方式によった場合には、それぞれの契約当事者の事情によって、同一のスワップ取引の同時期における時価が両当事者において異なり得るということは疑問であり、内国歳入法上、期末時価が当該ディーラーの課税年度の最終営業日における公正市場価値として定義されていること⁽¹⁵⁾からも IRS の主張にはうなずけるものがある。

一方、上記②については、スワップ取引の相手の信用リスクの問題ではなく、基本的には市場リスクに対するヘッジの議論であり、IRS の主張は、やや的外れの感じがするかもしれない。つまり、信用リスクの問題は、スワップ取引の基礎となる金利や通貨などの市場環境の変化により、取引相手が自社に対して多額に支払わなければならない状態に陥れば必ず生ずる問題であるからである。しかし、IRS の主張するように、一般にディーラーは、市場リスクをヘッジする意味で、スワップ取引のロング・ポジションとショート・ポジションをなるべくバランスして持つようにするものと考えられること⁽¹⁶⁾から、そのような場合には、全体としてみれば、当該ディーラーのポジションの半数のみが信用リスクにさらされることになるものと考えられる。したがって、個別のスワップ取引に係る信用リスクに係る調整額を単純に合算すると過大になるおそれがあるものと考えられる⁽¹⁷⁾。

そして、上記③については、スワップ取引が正味の直接キャッシュ・フローなどその経

済的実質において、一定の社債等の債券の交換⁽¹⁸⁾とみなすことができる（以下、交換されるとみなし得る債券を「みなし債券」という。）が、当該交換に当たって契約当事者間で信用力が異なれば、信用力の弱い当事者は、当然に相場よりも高い利率等で相手側に利息を支払わなければならないわけである。したがって、信用力の高い当事者は、相手の信用リスクに見合うような支払をより多く受け取ることになるが、このような金利水準等の調整は、債券市場においては従来から行われてきたにもかかわらず、債券の期末評価額に信用リスクに係る調整を行うことは課税上許容されていないことを IRS は主張したものと考えられる。確かに、米国においても、我が国と同様に、税法上債券に係る信用リスクは、そもそも貸倒引当金等の算出根拠とはなっていないこと⁽¹⁹⁾。したがって、IRS の主張は、債券の元本に係る信用リスクの調整が許容されていない以上、スワップ契約における直接キャッシュ・フローを形成する当該みなし債券に係る利息相当額についても同様に許容すべきではないということであろう。

(4) 租税裁判所が費用等調整額の控除を認め た理由

以上のとおり、IRS は、従来からの金融商品に係る類似の取扱いとの比較妥当性の観点から費用等調整額の不当性を訴えたわけであるが、租税裁判所は、同裁判所が独自に委嘱した専門家も含め第一審に関与したすべての専門家が本件調整額を用いた調整中値方式による期末評価を支持したことから、IRS の主張を採用せず、調整中値方式による期末評価を支持した⁽²⁰⁾。そして、IRS も最終的には、本件調整額がスワップ取引の公正市場価格に影響を与えることについて認容した⁽²¹⁾。IRS が認容した明確な理由は定かではないが、①金融会計上は、保守的に費用等調整額を見積もる調整中値方式が妥当な期末評価方法とされていること⁽²²⁾、②中値方式の基礎となる將

来の直接キャッシュ・フロー自体がそもそも未確定・未実現であり、それを現在価値に引き戻して評価するというのが中値方式である以上、副次的な間接キャッシュ・フローが常に流出ではあるものの未確定・未実現であるということのみを理由として期末時価評価に含めないというのはバランスが悪いこと、③本件調整額は、毎期洗い替えされ、通常、スワップの契約期間にわたって徐々に減少していく性質があることから所得への影響が限定的であること⁽²³⁾などが考えられよう。

いずれにしても、IRSは、差戻し審においても、調整中値方式によって期末評価することについては引き続き認容したわけであるが、その判断の大きな理由としては、上記(2)で触れたように、差戻し審の段階では、既に新許容規定がIRSによって提案されていたことが大きく影響したものと思われる。ただし、JPMorganにおける信用リスク調整額の計算根拠となるべき会計記録の保存が不適法なものであったことから、IRSは、JPMorganの主張する額の信用リスク調整額を認めず、租税裁判所も、IRSの計算方法を支持して、信用リスク調整額の多くを認めなかった。そこで、JPMorganは、租税裁判所がIRSの再計算方法を全面的に支持したことなどを不服として再控訴したわけであるが、本再控訴審も租税裁判所の当該判定結果を支持したわけである。

3 JPMorgan Chase 事件の残した課題

結局、JPMorgan Chase 事件は、その額はさておき、未確定な将来の管理運営費用や信用リスクに係る損失見込額が許容される形で決着することとなったが、その点については、新許容規則の影響が大きく影を落としたであろうことは上記2に述べたとおりである。新許容規則が一定の適格な時価評価額については、内国歳入法上の「公正市場価値ではなくとも公正市場価値であるとみなす」といみじ

くも規定している⁽²⁴⁾ことを踏まえれば、本件再控訴審判決が調整中値方式による期末時価評価額について内国歳入法の他の規定と整合的であると判断したものであるのか否かについては必ずしも明らかではない⁽²⁵⁾。

そこで、我が国におけるスワップ取引に係る課税上の取扱いについて見てみると、金融機関に対して平成9年に時価評価が認められた際に、相手側の信用リスクについては、信用リスクの調整として税務上一定割合の「信用リスク相当額」を期末評価益総額から控除することが認められた経緯もあるところから、期末時価評価益は未確定の債権ではあるものの、評価性引当金としての貸倒引当金の取扱いに準じて調整することや将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた割引率で割り引く方法などにより調整することが許容されるとする意見もある⁽²⁶⁾。そして、その一方で、管理運営費用に係る調整額については、実質的に期末時価の調整ではなく費用の引当てであることから、費用性引当金の取扱いに準じて税務上は特段の規定がない限り許容すべきではないという意見もある⁽²⁷⁾ところであるが、この点こそが、本件訴訟において当初から議論されてきた大きな論点であるわけである。つまり、課税上は費用性引当金であるとして引当計上が認められないような未確定の将来債務が、なぜ、税額計算上は実質的に同様な効果を有する期末時価評価額の費用等調整額として許容され得るのかという点である⁽²⁸⁾。この点は、本件訴訟の経緯をみても、理論的な整理が容易とはいえない問題であると思われるとともに、少なくともそのような議論の余地がある以上、適正かつ公平な課税を実現する観点からは、管理運営費用に係る調整額について、法令等によってその取扱方法について適切なコントロールを行うことが好ましいものといえよう。

さて、本件調整額のうち信用リスクに係る調整額については、上述したとおり、課税上

も調整すること自体については、余り異論のないところではあるが、その具体的な算定方法については、いろいろと議論のあるところであり⁽²⁹⁾、我が国における企業会計規則等における取扱いを参照しながら、課税上の取扱いについて検討してみることにしたい。特に、信用リスクのうち相手側の信用リスクについては、上記のとおり貸倒引当金とのアナロジーにおいて、ある程度理解がしやすいものと考えられるものの、会計主体自身の信用リスクに係る調整方法については大変分かりにくいと思われることから、この点について以下検討することとしたい。

4 我が国における信用リスク評価の会計制度上の取扱い

(1) デリバティブ評価の基本的な考え方

我が国の金融商品に関する会計基準⁽³⁰⁾（以下「金融商品会計基準」という。）におけるスワップ取引の信用リスク評価方法に関連する規定としては、まず、その第 25 項《デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務》において、「デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する。」とされ、それを受けた日本公認会計士協会の実務指針⁽³¹⁾（以下「本件実務指針」という。）は、その第 102 項《非上場デリバティブ取引の時価評価／時価評価の方法》において「取引所の相場がない非上場デリバティブ取引の時価は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。合理的に算定された価額は、一般に、以下のいずれかの方法を用いて算定する。」として、①インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等の随時決済・換金ができる取引システムでの気配値による方法、②割引現在価値による方法、③オプション価格モデルによる方法の三つを列挙している。そして、スワップ取

引については、一般に上記②の方法によると考えられるところ、当該割引現在価値による方法については、次のように概説されている（本件実務指針第 102 項の(2)）：

「類似する取引に気配値のないデリバティブ取引については、将来キャッシュ・フローを見積もり、それを適切な市場利子率で割り引くことにより現在価値を算定する。

将来キャッシュ・フローの見積りは、一般に、契約上の諸条件を将来の各期間に展開し、信用リスク等のリスクを加味することによって行う。一方、適切な市場利子率は、一般に、短期の利子率については先物市場の相場又は銀行間短期資金貸借の気配値を参考にし、また、長期の利子率については金利スワップの気配値等を参考にし、各将来時点の市場利子率を算定し、各将来時点を補間することによりイールドカーブを描いて見積もる。」

(2) 信用リスクの調整方法

そして、更に信用リスク等のリスクに関連して、次のとおり将来キャッシュ・フローに直接反映させることができる場合には、上記(1)の将来時点の市場利子率についてはリスク・フリーに近いものを用いて求めたイールドカーブを、現在価値を求めるための割引率として用いることとし、それができない場合には、市場利子率をリスク要因で補正したもので求めたイールドカーブを、現在価値を求めるための割引率として用いることとされている（同）：

「なお、信用リスク等のリスクを将来キャッシュ・フローに反映させることができる場合には、市場利子率はリスク・フリーに近いものを使用する。他方、リスクを将来キャッシュ・フローに反映させることが実務的に困難な場合には、市場

利子率をリスク要因で補正する。」

具体的には、相手先の信用リスクについては、次のとおり、評価益の回収可能性に係るリスクとして時価の算定に加えるべきであるとされている（本件実務指針第293項《時価評価の留意事項》）：

「相手先の信用リスクは、評価益の回収可能性に係るリスクであるため、時価の算定に加味することが望ましい。」

したがって、信用リスクについて市場利子率をリスク要因で補正する場合には、仮に相手先の信用リスクが比較的に高い場合には、相手先からの将来キャッシュ・フローは、将来の市場利子率よりもリスク要因分だけ高い利率によって割り引かれることになり、その現在価値は、リスク・フリーの利率を用いる場合よりも少なくなることになる。これによって、確かに信用リスクに基づき将来キャッシュ・フローをリスク要因により直接調整したのと同じような効果があるように思われよう⁽³²⁾。

ところで、通常の金融取引では相手側に支払う将来キャッシュ・フローを意味する負債については、会計主体自身が債務者であることから、本来、自己の信用リスクは、当該負債の現在価値に何ら影響を与えるものではないはずである。これは、これまでの「継続企業の公準」からいえば、当然であると考えられよう⁽³³⁾。しかし、スワップ取引に係る本件実務指針では、一般に会計主体自身の信用リスク（以下「自己側信用リスク」という。）も時価評価の際に考慮に入れるものとされている⁽³⁴⁾。

この理由としては、次のとおり説明されている（本件実務指針第293項《時価評価の留意事項》）：

「一般に事業会社が保有する非上場デリバティブには、会社自身の信用リスクが取引価格に反映している。例えば、A

社と、A社より信用力が劣るB社がそれぞれ同一の銀行と、同一の変動金利を受け取り、固定金利を銀行に支払う同一期間の金利スワップを有する場合、B社の支払う固定金利の方がA社の支払う固定金利より高くなる。B社がA社の信用リスクの水準の割引率等を参照してB社自身の金利スワップを時価評価すると、評価益が過小・評価損が過大に算定される可能性がある。したがって、自らの信用リスクを加味した時価算定を行うことが原則として必要である。」

つまり、スワップ契約は、そもそも契約当初においてキャッシュ・フローの等価交換とみなせるはずであるから、上記銀行にとっては、A社とのスワップ契約もB社とのスワップ契約も等価であるはずである。しかるに、貸出金利水準の異なるA社とB社にとっての当該スワップ契約の当初における現在価値を同一であると認識するためには、それぞれの貸出金利水準を調整した割引率（以下「調整後割引率」という。）を用いる必要があるということであろう⁽³⁵⁾。そして、上記のようなスワップ契約が銀行との間で行われず、A社とB社との間で直接に行われたとした場合にも調整後割引率を用いるべきであるという考え方であろう。なお、そのような考え方について、本件実務指針の設例10《非上場デリバティブ取引の時価評価》（以下「本件設例」という。下図参照。）の〈ケース1〉（金利スワップの時価の算定と会計処理）では、会計主体自身の信用リスクが比較的高いため、自己に対する割引率が市場金利よりもより高く設定されているのに対して、相手先については、リスク・フリーである市場金利に応じた割引率が用いられている場合の期末時価評価の具体的な方法が解説されているので、以下、本件設例を用いて更に具体的に検討を進めることとしたい。

設例 10 非上場デリバティブ取引の時価評価

〈ケース 1〉金利スワップの時価の算定と会計処理

期間 5 年の金利スワップが 2 年経過し、残存期間 3 年

想定元本： 100

支払金利： 固定金利 5 %

受取金利： 変動金利 6 カ月 LIBOR フラット

この金利スワップは、経済的には、固定金利で借入れを行い、変動金利の債券を購入したのと同じである。ただし、元本部分の交換がないため、債券元本に相当する回収リスクはない。

固定金利支払サイド（負債サイド）の時価は、期末時点の市場利子率から求めたスポット・レート（現時点から期限までのゼロクーポン利回り）によって、次のように求められる。

なお、ここでは、まず銀行間取引の市場気配からスポット・レートのイールドカーブ（期間を横軸とし、利子率を縦軸とする線形グラフ）を作成し、自らの信用リスクを反映するため、自社の格付け（BBB-）に対応する信用リスク・スプレッドを最近の同等の格付けの社債発行事例や社債の流通価格から見積もって利子率に加算した（グラフを上の方に移動した）スポット・レートを用いている。

	(A) 将来出金 キャッシュ ・フロー	(B) 割引率	(C) 現在価値	期末日の 対応スポ ット・レ ート	割引率(B) の計算式
1 年後	5	0.9615	4.81	4.0000%	$1/(1+0.040000)$
2 年後	5	0.9202	4.60	4.2476%	$1/(1+0.042476)^2$
3 年後	5	0.8719	4.36	4.6765%	$1/(1+0.046765)^3$
3 年後	100	0.8719	87.19	4.6765%	$1/(1+0.046765)^3$
合計	115		100.96		

変動金利受取サイド（資産サイド）の時価は、市場金利フラットなので、想定元本と同一である。したがって、金利スワップの時価は、 $100.00 - 100.96 = -0.96$ （純額で負債サイド）となる。

この金利スワップがヘッジ手段とされない場合、評価差額を損益に計上する。

金利スワップ評価損	0.96	/	金利スワップ負債	0.96
-----------	------	---	----------	------

- ・前期末の評価差額は洗い替えて戻し入れる。

（公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号
「金融商品会計に関する実務指針」より引用）

(3) 信用リスクの調整方法のバリエーションとその現在価値評価への影響度合い

イ 課税上の等価性に係る疑問

ところで、上記(2)で述べたように、スワップ取引が当事者間で経済合理的に合意されたキャッシュ・フローの交換契約であるからといって、企業会計上はともかく、課税上もア prioriに当該スワップ契約が等価な将来キャッシュ・フローの交換であるとみなすことが妥当なのであろうか。

そこで、まず、信用リスクを斟酌することがどの程度期末時価評価額に影響するのか、本件設例に基づき、なるべく定量的に検討してみることにしたい。具体的には、次のような手順に従って本件設例の具体的な数値に基づいて信用リスクに係る種々の調整方法の課税面への影響を試算してみることにする：

- ① 本件設例では明示されていない変動利率及び信用リスク・スプレッドを推定する。
- ② 信用リスクの調整方法として本件設例が採用している、現在価値を求めるための割引率を信用リスク・スプレッド分調整する方法（以下「スポット・レート調整方式」という。）、そして、本件実務指針では具体的に示されていない信用リスクの影響を将来キャッシュ・フロー自体で調整するための種々の方法（以下「キャッシュ・フロー調整方式」という。）について検討する。
- ③ 上記②の検討結果を踏まえ信用リスクを調整しない場合などと比較し、課税上の妥当な取扱いについて検討する。

ロ 信用リスク・スプレッドの見積り

中小企業については、租税特別措置法第57条の10《中小企業等の貸倒引当金の特例》を受けた租税特別措置法施行令第33条の9《貸倒引当金の特例》によって、貸倒実績率に代えて、右上表のとおり業種ごとに定められている法定繰入率を用いて貸倒引当金の繰入額を損金の額に算入することが認められている。

そこで、取りあえず信用リスク・スプレッ

業 種	法定繰入率
卸売業及び小売業（飲食店及び料理店業を含む。）	1.0%
製造業	0.8%
金融及び保険業	0.3%
割賦販売小売業及び割賦購入あっせん業	1.3%
その他の事業	0.6%

ドとしては、上表の法定繰入率を参考に、計算上の便宜から一律に債権相当額の1%を見込むこととする。

ハ 本件設例の用いている変動利率の推定

本件設例においては、「自らの信用リスクを反映するため、自社の格付け（BBB-）に対応する信用リスク・スプレッドを最近の同等の格付けの社債発行事例や社債の流通価格から見積もって利率に加算した（グラフを上の方に移動した）スポット・レートを用いている」とされていることから、本来のスポット・レートのイールドカーブが上の方向に上記ロの信用リスク・スプレッドに等しい1%分だけ移動されていると想定する。したがって、本件設例における「期末日の対応スポット・レート」欄の数値から1%控除した値が実際のスポット・レートであったとみなすこととする。

別表1-1の「調整後スポット・レート」欄に上記「期末日の対応スポット・レート」欄の数値（以下「調整後スポット・レート」という。）を、そして、同表の「調整前スポット・レート」欄に信用リスク・スプレッド調整前の推定スポット・レート（以下「調整前スポット・レート」という。）を掲げる。そして、この調整前スポット・レートに基づいて「変動利率の計算式」欄の算式によって算定される変動利率を「変動利率」欄に掲げるが、当該利率に基づいて相手先から支払を受ける変動金利相当額が計算されることとなる⁽³⁶⁾。なお、実際の支払は、「将来出金キャッシュ・

フロー」欄のキャッシュ・フローから「将来入金キャッシュ・フロー」欄のキャッシュ・フローを控除した「正味キャッシュ・フロー」欄に掲げる相殺後の純額（以下「正味キャッシュ・フロー」という。）で行われることとなる。

ちなみに、本表の「現在価値2」欄の合計額欄の値は、100であるが、これは、本件設例の解説において、相手先である「変動金利受取サイド（資産サイド）の時価は、市場金利フラットなので、想定元本と同一である」とされていることに符合する⁽³⁷⁾。

ニ 信用リスクの調整方法の分類

上記ロ及びハの想定を前提として、以下、信用リスクの調整方法の各バリエーションについて検討することとするが、具体的には次の6種類の調整方法について検討してみることとする：

- ① スポット・レート調整方式（本件設例タイプ）
- ② キャッシュ・フロー調整方式（想定元本基準タイプ）
- ③ キャッシュ・フロー調整方式（キャッシュ・フロー基準タイプ）
- ④ キャッシュ・フロー調整方式（スポット・レート調整方式準拠タイプ）
- ⑤ スポット・レート調整方式（キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ）
- ⑥ 自己側信用リスク無視方式

以下、各調整方式について概説する。

ホ スポット・レート調整方式（本件設例タイプ）（別表1-1参照。）

これは、本件設例の採用している調整方式である。他の方式との比較をするために再計算したものである⁽³⁸⁾。

へ キャッシュ・フロー調整方式（想定元本基準タイプ）（別表1-2参照。）

これは、想定元本を基準として信用リスク・スプレッドを斟酌したものであり、想定元本を基準とする固定金利支払側利率（5%）

を信用リスク・スプレッド分（つまり、1%分）減額して将来出金キャッシュ・フローを評価する方法である。

ト キャッシュ・フロー調整方式（キャッシュ・フロー基準タイプ）（別表1-3参照。）

これは、上記へが想定元本を基準としているのに対して、実際に交換対象とされているのに対して、実際に交換対象とされている固定金利相当額（想定元本の5%）を信用リスクの調整対象として認識するものであり、具体的には、固定金利支払側利率（5%）に基づく出金キャッシュ・フロー自体を信用リスク・スプレッド分（1%分）減額して将来出金キャッシュ・フローを評価する方法である。

チ キャッシュ・フロー調整方式（スポット・レート調整方式準拠タイプ）（別表1-4参照。）

これは、スポット・レート調整方式とキャッシュ・フロー調整方式との比較を行うため、試みに上記ホの本件設例タイプにおける固定金利支払側の現在価値と将来出金キャッシュ・フローの現在価値が等しくなるように信用リスク・スプレッド分を逆算して⁽³⁹⁾減額したものである。

結局、上記トのキャッシュ・フロー基準タイプと比較すると、上記トにおいては、出金キャッシュ・フローの控除割合が1%であったのに対して、本方式では1.8787%の控除割合となる。つまり、上記ホの本件設例タイプと等しい現在価値にするためには上記トの2倍弱の控除を行う必要があることとなる。このように割引率を調整することとキャッシュ・フローを直接調整することとは、その現在価値に対する影響度合いにおいて比例的ではないことが理解できよう。

リ スポット・レート調整方式（キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ）（別表1-5参照。）

これは、上記チと同様にスポット・レート調整方式とキャッシュ・フロー調整方式との

比較を行うため、上記チとは逆に上記トのキャッシュ・フロー基準タイプにおける固定金利支払側の現在価値に等しくするためには、上記ホのスポット・レート調整方式において信用リスク・スプレッドをいくりにすればよいかを逆算したものである。

結局、信用リスク・スプレッドを上記ホの約半分の 0.4739% にすれば両方式の現在価値が等しくなることが分かる。このことから、少なくとも本件設例の場合には、割引率を調整することの方がキャッシュ・フローを直接調整することよりも現在価値に対する影響度合いが大きいことが理解できよう。

ヌ 自己側信用リスク無視方式（別表 1-6 参照。）

これは、比較のため、信用リスク・スプレッドを全く無視した場合の現在価値等を求めたものである。

結局、上記ホの本件設例タイプや上記トのキャッシュ・フロー基準タイプに比べて、固定金利支払側の将来出金キャッシュ・フローの現在価値が絶対値で 0.27 ほど大きくなる（-3.50 → -3.77）ことが分かる。

ル 信用リスクの調整方法間の比較

以上の計算結果をまとめると次の表のとおりである。

想定信用リスク・スプレッド	調整方式	正味現在価値	⑥を基準とした比率
1%	①本件設例タイプ	-3.50	93.0%
	②想定元本基準タイプ	-0.96	25.5%
	③キャッシュ・フロー基準タイプ	-3.63	96.3%
	④スポット・レート調整方式準拠タイプ	-3.50	93.0%
	⑤キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ	-3.63	96.3%
	⑥自己側信用リスク無視方式	-3.77	100.0%

これによれば、自己側信用リスク無視方式

に比べ、想定元本基準タイプが正味現在価値の絶対値としては最も少なく、次に少ないのが本件設例タイプ及びスポット・レート調整方式準拠タイプ、そして、キャッシュ・フロー基準タイプ及びキャッシュ・フロー調整方式準拠タイプの順であった。

なお、信用リスク・スプレッドの水準を以上の検討の前提とした 1% の半分の 0.5% とした場合の試算結果を別表 2-1 ないし別表 2-6 に示すとともに、次の表に取りまとめておく。

想定信用リスク・スプレッド	調整方式	正味現在価値	⑥を基準とした比率
0.5%	①本件設例タイプ	-2.22	94.4%
	②想定元本基準タイプ	-0.96	40.8%
	③キャッシュ・フロー基準タイプ	-2.28	97.0%
	④スポット・レート調整方式準拠タイプ	-2.22	94.4%
	⑤キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ	-2.28	97.0%
	⑥自己側信用リスク無視方式	-2.35	100.0%

これによれば、信用リスク・スプレッドの低下に伴い、正味現在価値の較差も漸減することが分かる。これは、想定信用リスク・スプレッドの水準が 0% であれば、各方式が自己側信用リスク無視方式に等しくなることと整合的である。

(4) 自己側信用リスクの各調整方法の課税への影響度合い

イ 課税総額による比較方法

自己側信用リスクの各調整方法（以下、単に「各調整方法」という。）の本件設例時点での現在価値への影響度合いについては、上記(3)で述べたとおりであるが、一般に当初現在価値が等しい場合であっても、課税標準となるキャッシュ・フローの形状によっては必ずしも課税額が等しくなるとは限らないこと

(40)から、変動利率が本件設例時点の予測どおり推移すると仮定して⁽⁴¹⁾、各調整方法による場合の課税総額を比較してみることにする。なお、各期の課税額を単純に加えるだけでは、キャッシュ・フローとしての課税総額（以下「税額キャッシュ・フロー」という。）を比較することにはならないので、本件設例の契約期間が終わる3年後現在における、それまでの各期の課税額の現在価値を合計した総額（以下「実質累積税額」という。）を求めて比較することとする。

ロ 1年経過後における課税額の計算（別表3-1ないし別表3-6参照。）

各調整方法について計算方法自体は全く同様であるので、例えば、本件設例タイプ（別表3-1）を例にとって説明すると、本件設例時点から1年経過すれば、固定利率（5%）に基づいて将来出金キャッシュ・フローの5.00が確定するとともに、期末変動利率（3%）に基づいて将来入金キャッシュ・フローの3.00が確定し、その差額の2.00が固定利息受取側（相手先）に支払われることから、その額は当該会計主体にとってスワップ損失となる。そして、前期末の評価損益は、別表1-1のとおり-3.50の評価損であったことからこれをスワップ利益として戻入した後、当期末も前期末同様-1.75の評価損であることから、これをスワップ損失として加算すれば、課税標準となるスワップ損益の額は、「課税標準額」欄のとおり-0.24（ $\equiv -2.00 + 3.50 - 1.75$ ）の損失となる。

ハ 2年経過後における課税額の計算（別表4-1ないし別表4-6参照。）

2年経過後についても、上記ロと同様に各調整方法について計算自体は全く同様であるので、例えば、本件設例タイプ（別表4-1）を例にとると、本件設例時点から2年経過すれば、固定利率（5%）に基づいて2年目の将来出金キャッシュ・フローの5.00が確定するとともに、期末変動利率（3.4958%）に基

づいて将来入金キャッシュ・フローの3.50が確定し、その差額の1.50が固定利息受取側に支払われることから、その額が当該会計主体にとってスワップ損失となる。そして、前期末の評価損益は、別表3-1のとおり-1.75の評価損であったことからこれをスワップ利益として戻入した後、当期末も前期末同様-0.40の評価損であることから、これをスワップ損失として計算すれば、課税標準となるスワップ損益の額は、「課税標準」欄のとおり-0.15（ $\equiv -1.50 + 1.75 - 0.40$ ）の損失となる。

ニ 3年経過後（最終期）における課税額の計算（別表5-1ないし別表5-6参照。）

最終期についても、各調整方法について計算自体は全く同様であるので、例えば、本件設例タイプ（別表5-1）を例にとると、本件設例時点から3年経過すれば、固定利率（5%）に基づいて3年目の将来出金キャッシュ・フローの5.00が確定するとともに、期末変動利率（4.5397%）に基づいて将来入金キャッシュ・フローの4.54が確定し、その差額の0.46が固定利息受取側に支払われることから、その額が当該会計主体にとってスワップ損失となる。ちなみに、想定元本額部分については、両当事者間でバランスしており何らのキャッシュ・フローも生じない。そして、前期末の評価損益は、別表4-1のとおり-0.40の評価損であったことからこれをスワップ利益として戻入して計算すれば、課税標準となるスワップ損益の額は、「課税標準額」欄のとおり-0.07（ $\equiv -0.46 + 0.40$ ）の損失となる。

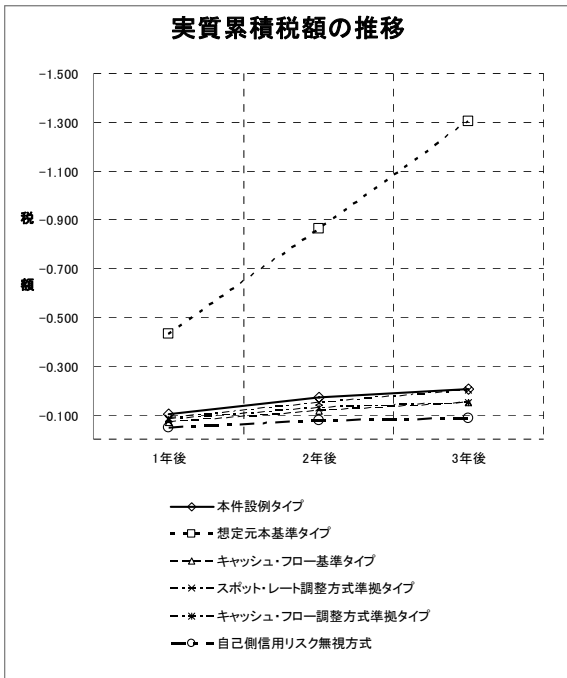
ホ 各期の実質累積税額の推移

各期末において各調整方法について計算される課税標準額及び課税額を別表6に取りまとめた。そして、各期末の税額をそれ以後に経過する期間における変動利率⁽⁴²⁾によって割り増すことにより、各期末現在の実質累積税額を求め、「合計」欄に示した。この税額

キャッシュ・フローの期末現在価値（実質累積税額）を用いることにより、各調整方法において区々である税額キャッシュ・フローの形状の違いを捨象して、各調整方法を同じ基準で各期において合理的に比較することができるものと考えられる。

へ 各調整方法の実質累積税額による比較結果

各期末における実質累積税額の推移をグラフにして示すと下図のとおりである。



上のグラフからも明らかなように想定元本基準タイプは、他の方法と顕著に異なる税額キャッシュ・フローであることが分かる。これは、想定元本を基準としていることから信用リスクに係る控除額が他の調整方法に比べて、過大であるためであると考えられる。

その他の点としては、例外的な上記想定元本基準タイプを除けば、調整方法の中では、信用リスクの調整を行わない自己側信用リスク無視方式に比べ、スポット・レート調整方式が最も課税額への影響度合いが大きいことが分かる。

また、本件設例時点において評価額がそれ

ぞれ等価である本件設例タイプとスポット・レート調整方式準拠タイプ、そして、キャッシュ・フロー基準タイプとキャッシュ・フロー調整方式準拠タイプは、1年後、2年後の時点では実質累積税額の値が異なるものの、3年後の最終期末においては、それぞれほぼ等しくなることが分かる。

(5) 検討

イ 自己側信用リスクの調整方法の取扱いの方向性

以上のとおり自己側信用リスクの調整方法について種々の考え方に基づく理論上の数種類のバリエーションについて検討してきたが、税額キャッシュ・フローの最終期末における累積された期末現在価値を調整方法の等価性を判断する基準と考えれば、本件設例のような場合であれば、当初現在価値が等しいような調整方法の間では、最終期においては課税上の等価性が認められそうである。しかし、自己側信用リスクの取扱い一つをとっても、上記のようないろいろなバリエーションが考えられるとともに、一口に割引現在価値による評価方法といっても、JPMorgan Chase 事件で明らかとなったように種々の計算方法が企業会計上許容されていることを踏まえれば、適正かつ公平な課税を確保するためには、例えば、現行税制においても減価償却計算について法令上の詳細な計算規定を置いているように、あるいは、財産評価について財産評価基本通達を整備して計算方法としての実質的な規範性のあるガイドラインとして示しているように、明瞭性ないし予測可能性の観点からも、課税上の期末現在価値の計算方法自体を法令等によって、現行よりもより詳細かつ具体的に規定する必要がある(43)。

ロ キャッシュ・フロー調整方式における自己側キャッシュ・フローの控除額の性格

自己側信用リスクの調整をキャッシュ・フロー調整方式によって行う際のキャッシュ・フローの控除額については、見方を変えれば、

http://www.ca7.uscourts.gov/fdocs/docs.fwx?submit=rss_sho&shofile=07-3042_015.pdf 参照。

- (2) 関本大樹「米国における金利スワップ取引の税務上の時価評価に関する論点について—企業会計と税務会計との調整上の留意点—」税大ジャーナル第6号(2007年11月)40~66頁参照。
- (3) JPMorgan Chase & Co. v. Commissioner, 458 F.3d 564 (7th Cir. 2006), http://www.ca7.uscourts.gov/fdocs/docs.fwx?submit=showbr&shofile=05-3730_016.pdf 参照。
- (4) 26 USC Sec. 446. General rule for methods of accounting 参照。
- (5) 本再控訴審判決の仮訳を(資料)に掲げる。
- (6) 第一審においても、課税当局は、費用等調整額の具体的な算定方法について異議を唱えており、費用等調整額を期末評価額に反映すること自体については、同意していた経緯がある。前掲注2、同資料58頁参照。
- (7) JPMorgan Chase & Company。同銀行は、本件に係る課税処分の対象者であった First Chicago Corporation の現在の承継者として課税処分を争っている。なお、以下、そのような被承継者についても便宜的に「JPMorgan」と呼ぶこととする。
- (8) 実際、JPMorgan は、申告時においては費用等調整額に相当する金額を所得の繰延額 (income deferrals) として引当て計上していたものであるが、第一審の審理中に主張を転換し、所得の繰延額ではなく、費用等調整額として期末評価額の調整額であると主張した経緯がある。(資料)参照。
- (9) 26 USC Sec. 475. Mark to market accounting method for dealers in securities 参照。
- (10) 26 CFR Sec. 1.475(a)-4 Valuation safe harbor. 参照。
- (11) ここで中値方式 (mid-market method) は、契約当事者間で交換することが合意されている将来のキャッシュ・フローの評価時点における(正又は負の)正味現在価値を意味する中値 (mid-market value) を当該スワップ取引の期末時価として用いる評価方式であり、調整中値方式 (adjusted mid-market method) は、当該中値を基礎として、費用等調整額を反映して当該スワップ取引の期末時価とする評価方法であり、交換対象のキャッシュ・フローのみでなく、保守主

義の観点からスワップ取引に関連するキャッシュ・フローも含めて、なるべく包括的に評価しようとするものであるが、その詳細については、前掲注2、同資料46~49頁参照。

- (12) 例えば、ディーラーは、一般に管理運営費用を考慮してスワップの値決めをするものではないことが指摘されており、また、JPMorgan は、スワップ契約の値決めにおいて信用リスクに係る調整額を考慮していなかったことが指摘されている。また、スワップ契約の譲渡や解消の際の取引価格については、中値方式ベースで定められる模様である。前掲注2の脚注68、同70など参照。
- (13) 買い呼び値 (bid price) は、ディーラーが特定の変動利率と交換に支払うことを約する固定利率であり、売り呼び値 (ask price) は、反対にディーラーが特定の変動利率を支払うことと交換に受け取ることを要求する固定利率である。前掲注2の脚注33及び同34参照。ちなみに、一般的なプレーン・バニラ型金利スワップにおいて固定金利を買い呼び値と売り呼び値の平均値(中央値)で契約するとした場合には、当該スワップを中値方式で時価評価すると契約時点では契約の両当事者にとって互いに零円となる。
- (14) 前掲注2、同資料52頁参照。
- (15) 前掲注2、同資料50頁参照。
- (16) 例えば、金利スワップ取引においては、ロング・ポジション (long position) とは、ディーラーが買い呼び値で固定利率を受け取り、金利変動のチャンスを利用者に提供するポジションをいい、ショート・ポジション (short position) とは、ディーラーが売り呼び値で固定利率を支払い、利用者の金利変動リスクを引き受けるポジションである。なお、ディーラーは、ロング・ポジションとショート・ポジションをバランスして保有することによって、買い呼び値から売り呼び値を差し引いた利率(買売スプレッド (bid-ask spread))に相当する収益を確定的に得ることができる。前掲注2、同資料46~47頁参照。
- (17) 課税上、信用リスク調整額を限定的に許容すべきことについては、前掲注2、同資料56頁参照。
- (18) より正確には、当該債券の利札のみの交換である。
- (19) 内国歳入法第166条《不良債権》(26 USC Sec. 166. Bad debts 参照。)(e)項(無価値の証券 (Worthless securities))において債券について

は、一般債権と異なり、不良債権としての部分償却が認められず、同法第 165 条《損失》(26 USC Sec. 165. Losses 参照。)において固定資産となるような証券については、課税年度中に無価値となった場合にのみ〔事後的に資産損失として〕期末において当該証券について譲渡損が発生したとみなされることとされている。我が国においても、投資有価証券である社債については、事後的に評価減の対象となることはあっても、通常は評価性引当金としての貸倒引当金の対象とはならない(法人税法第 33 条《資産の評価損の損金不算入等》第 2 項及び法人税法施行令第 62 条《資産の評価損の計上ができる場合》参照)。

- (20) 前掲注 2、同資料 51 頁参照。
 (21) 前掲注 2、同資料 44 頁及び同資料脚注 16 参照。
 (22) 前掲注 2、同資料 49 頁参照。
 (23) 1993 年 1 年間分の信用リスク調整額の増加額の規模は、否認対象となった信用リスクに係る所得繰延額と等しいとすると(資料)の II にあるように約 90 万ドルであった。なお、1990 年ないし 1992 年の信用リスクに係る所得繰延額の最終的な認定額が 1,440 万ドルと多額になったのは、(原注 6) にあるように JPMorgan の会計方法を所得繰延べ方式から本件調整額を用いる方式へ変更することに伴って 1990 年分にそれまでの損益修正分が加算されるという内国歳入法第 481 条《会計方法の変更に伴う調整》の規定の影響であるものと考えられる。
 (24) 前掲注 10、同条(b)(1)項(一般規定)参照。
 (25) 租税裁判所は、その当初判決でスワップ取引の期末における公正市場価値を求めるためには本件調整額によって中値を調整する必要があると判示した(前掲注 2、同資料 51 頁参照。)が、租税裁判所に対して課税庁の計算方法を尊重するように述べて審理を差し戻した最初の控訴審でも、本再控訴審でも、租税裁判所が採用した調整中値方式自体の妥当性について両当事者は争わなかったようであり、同方式の課税上の妥当性については、両控訴審判決書上、何ら触れられていない。
 (26) 立石信一郎「デリバティブの時価評価における税務上の諸問題 ―金融機関が行う店頭デリバティブ取引を中心に―」税大論叢 59 号(平成 20 年) 436~437 頁参照。なお、信用リスクについてキャッシュ・フローを調整すること自体につい

ては、米国においても批判の対象となっていない(前掲注 2、同資料 56 頁参照)。

- (27) 前掲注 26、同資料 437 頁~438 頁参照。
 (28) 第一審において、IRS も当初は強く否認していたが、最終的には、管理運営費用がスワップ取引の価値に影響するかもしれないことは認め、市場データから導かれる範囲のものであれば許容する旨転換している(前掲注 2、同資料 49 頁参照)。その当否はさておき、IRS の考え方を推し量れば、実質的に費用性引当金と同様な働きをすることも、飽くまでも、当該スワップ取引の公正市場価値を求めるための要素(間接的なキャッシュ・フロー)であり、正味の将来キャッシュ・フロー自体が未確定であることからいっても、これを殊更に区別して許容できないとすることは難しいと考えたのかもしれない。
 (29) 例えば、前掲注 2、同資料 56 頁、前掲注 26、同資料同頁参照。
 (30) 企業会計基準委員会 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(平成 11 年 1 月 22 日旧企業会計審議会公表、最終改正平成 20 年 3 月 10 日)
 (31) 日本公認会計士協会「会計制度委員会報告第 14 号金融商品会計に関する実務指針」(平成 12 年 1 月 31 日公表、最終改正 20 年 3 月 25 日)
 (32) ただし、後述の議論で分かるように、リスク要因を将来キャッシュ・フローから直接控除する方法と割引率で調整する方法は、その効果が相当に異なる点に留意する必要がある。
 (33) 国際的な流れとしては、継続企業の公準などの会計公準を基盤として会計基準を設定する体制から、米国財務会計基準審議会(FASB)によれば「首尾一貫した会計基準を導き出すと考えられ、かつ財務会計および財務報告の本質、機能および限界を規定する相互に関連する基本目的ならびに根本原理の整合的な体系」であり、会計基準のための一種の憲法であると定義される「概念フレームワーク」を理論的な拠り所として具体的な会計基準が設定される体制になってきている(広瀬義州『財務会計(第 9 版)』(2009 年 4 月、中央経済社) 29~37 頁参照)。我が国においても企業会計基準委員会(ASBJ)から FASB のものとはやや性格が異なるものの「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」(2006 年 12 月、
<http://www.asb.or.jp/html/documents/begriff/beg>

riff_20061228.pdf 参照。)が公表されており、その中で「負債の測定」に係る「リスクを調整した割引率による割引価値」については、「測定時点で見積もった将来のキャッシュ・アウトフローを、その時点における報告主体の信用リスクを加味した最新の割引率で割り引いた測定値」として定義している(第37項)。そして、「この測定値は、負債の市場価値を推定する際に意味を持つことがある」(第38項)と意味付けしている。

- (34) なお、自己側信用リスクが高まると、それに伴って適用される割引率が高まり、金融負債の時価評価額が下がり、結果として評価差益が計上されることとなる。この点については、例えば、金融庁の委嘱に基づいて欧州における保険規制を検討した研究会の報告書においても、「保険会社自身の信用リスクの変動を負債評価に反映すべきか否かについては、見解が分かれている。EU(およびIAIS[保険監督者国際機構])は自己信用リスクの反映に否定的であり、IASB[国際会計基準審議会]は肯定的である。保険会社の信用リスクが高まると、評価利率の上昇を通じて債務額が減少し、それが資本の増加につながるという、パラドキシカルな結果をもたらすことが一般にも理解しにくいこと」などから、反映すべきではないと結論している(金融庁金融研究研修センター編『欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会報告書』(2008年9月、

<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20080909/01.pdf>) 69頁参照。)

- (35) ちなみに、このような考え方によれば、適用される割引率は、スワップ契約の両当事者のそれぞれの信用リスクに見合う金利水準が区々に用いられることになるものと考えられる。しかし、例えば両当事者が同程度の信用リスク水準である場合には、それぞれの将来キャッシュ・フローに対する信用リスクの影響が相殺されるものと考えられることから、リスク・フリー金利によるべきとも考えられよう。

- (36) 本件設例では、6ヵ月LIBORに準じて計算された変動金利に基づいて支払が行われることとされているが、本件設例時点における変動利率が不明なことから計算を簡便にするため、支払が行われる年末時点におけるスポット・レート(年率)によって支払額が計算されるものと読み替えて以下分析することとする。

- (37) なお、本件設例において、「元本部分の交換がないため、債券元本に相当する回収リスクはない」としているにもかかわらず、将来出金キャッシュ・フローとして想定元本分まで含めて市場金利よりも高い調整後割引率を用いて現在価値を計算しているのは適切ではないであろう。少なくとも想定元本部分を除外し、交換が規定されている利息相当部分についてのみ現在価値を求めるべきである。仮に、想定元本部分に係るキャッシュ・フローを便宜上計算に含める必要がある場合には、受取側と支払側をバランスさせるために、調整後スポット・レートによって割り引くのではなく、調整前スポット・レートによって割り引く必要があるものと考えられる。したがって、以後の検討では、本件設例の想定元本部分については、調整前スポット・レートによって現在価値を求めている。

- (38) 前掲注37参照。

- (39) 逆算する具体的な技法については、関本大樹「トータル・リターン・スワップの課税上の取扱いについて一期末時価評価は万能か?」税大ジャーナル第4号(2006年11月)88頁の文末脚注28など参照。

- (40) この点については、前掲注39、同資料67頁など参照。

- (41) このように仮定して金融商品の振る舞いを分析することを「期待ダイナミクス(expectation dynamics)」というが、これについては、前掲注39、同資料88頁の文末脚注29など参照。

- (42) 前掲注36の仮定により、当期においては、前期末の変動利率で運用できるものとみなすこととなる。

- (43) 米国においては、デリバティブ取引のディーラー等を除く一般の納税者については、期末時価評価制度の適用がなく、スワップ取引等の想定元本取引(notional principal contract)について大変詳細な取扱規定が国内歳入規則上設けられているとともに、更に詳細な改正規定が提案されていることについては、前掲注40、同資料61~62頁、73~81頁参照。

- (44) 前掲注34参照。

- (45) つまり、スワップ取引の大前提として等価であるべき交換される両キャッシュ・フローの当初正味現在価値が零円ではなくなることになる。

- (46) 企業会計上は、当該取引の等価性等を吟味する

上で、金利スワップなど契約上は通常両当事者が交換すべきキャッシュ・フローが相殺され、正味のキャッシュ・フローのみが遣り取りされる場合であっても、想定されるグロスのキャッシュ・フローについてそれぞれの調整後割引率で割り引いた現在価値を求めて比較するということにも一定の妥当性があるものと考えられるが、課税上は、当該スワップ契約上相殺されることにより実際には遣り取りされることのないキャッシュ・フロー部分については、そもそも両当事者の信用リスクの影響を受けないものと考えられることから、相殺される部分を除いた正味のキャッシュ・フローについてのみ、それを支払う側の調整後割引率で割り引くべきであると考えられるのではないか。ちなみに、調整後割引率が両当事者で等しくない限り、割り引いてから相殺するのと、相殺してから割り引くのでは結果が異なることとなる。

(47) 法人税法施行令第 139 条の 2 《償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入》参照。

(48) 法人税法第 61 条の 5 《デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等》第 1 項参照。

(別表1-1) スポット・レート調整方式(本件設例タイプ)

	将来出金 キャッシュ フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット レート	調整前 スポット レート	変動利率	将来入金 キャッシュ フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ フロー	変動利率の計算式
1年後	5.00	0.9615	4.81	4.0000%	3.0000%	3.0000%	3.00	0.9709	2.91	-2.00	3.0000%
2年後	5.00	0.9202	4.60	4.2476%	3.2476%	3.4958%	3.50	0.9381	3.28	-1.50	$((1+3.2476\%)^2/(1+3.0000\%)-1)$
3年後	5.00	0.8719	4.36	4.6765%	3.6765%	4.5397%	4.54	0.8973	4.07	-0.46	$((1+3.6765\%)^3/(1+3.2476\%)^2-1)$
	100.00	0.8973	89.73	3.6765%	3.6765%		100.00	0.8973	89.73		
合計	115.00		103.50				111.04		100.00		

信用リスク・スプレッド 1.0000% 正味現在価値 -3.50

(別表1-2) キャッシュ・フロー調整方式(想定元本基準タイプ)

	将来出金 キャッシュ フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット レート	調整前 スポット レート	変動利率	将来入金 キャッシュ フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ フロー	変動利率の計算式
1年後	4.00	0.9709	3.88	3.0000%	3.0000%	3.0000%	3.00	0.9709	2.91	-1.00	3.0000%
2年後	4.00	0.9381	3.75	3.2476%	3.2476%	3.4958%	3.50	0.9381	3.28	-0.50	$((1+3.2476\%)^2/(1+3.0000\%)-1)$
3年後	4.00	0.8973	3.59	3.6765%	3.6765%	4.5397%	4.54	0.8973	4.07	0.54	$((1+3.6765\%)^3/(1+3.2476\%)^2-1)$
	100.00	0.8973	89.73	3.6765%	3.6765%		100.00	0.8973	89.73		
合計	112.00		100.96				111.04		100.00		

信用リスク・スプレッド 0.0000% 正味現在価値 -0.96

(別表1-3) キャッシュ・フロー調整方式(キャッシュ・フロー基準タイプ)

	将来出金 キャッシュ フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット レート	調整前 スポット レート	変動利率	将来入金 キャッシュ フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ フロー	変動利率の計算式
1年後	4.95	0.9709	4.81	3.0000%	3.0000%	3.0000%	3.00	0.9709	2.91	-1.95	3.0000%
2年後	4.95	0.9381	4.64	3.2476%	3.2476%	3.4958%	3.50	0.9381	3.28	-1.45	$((1+3.2476\%)^2/(1+3.0000\%)-1)$
3年後	4.95	0.8973	4.44	3.6765%	3.6765%	4.5397%	4.54	0.8973	4.07	-0.41	$((1+3.6765\%)^3/(1+3.2476\%)^2-1)$
	100.00	0.8973	89.73	3.6765%	3.6765%		100.00	0.8973	89.73		
合計	114.85		103.63				111.04		100.00		

控除割合 1.0000% 正味現在価値 -3.63

(別表1-4) キャッシュ・フロー調整方式(スポット・レート調整方式準拠タイプ)

	将来出金 キャッシュ フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット レート	調整前 スポット レート	変動利率	将来入金 キャッシュ フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ フロー	変動利率の計算式
1年後	4.91	0.9709	4.76	3.0000%	3.0000%	3.0000%	3.00	0.9709	2.91	-1.91	3.0000%
2年後	4.91	0.9381	4.60	3.2476%	3.2476%	3.4958%	3.50	0.9381	3.28	-1.41	$((1+3.2476\%)^2/(1+3.0000\%)-1)$
3年後	4.91	0.8973	4.40	3.6765%	3.6765%	4.5397%	4.54	0.8973	4.07	-0.37	$((1+3.6765\%)^3/(1+3.2476\%)^2-1)$
	100.00	0.8973	89.73	3.6765%	3.6765%		100.00	0.8973	89.73		
合計	114.72		103.50				111.04		100.00		

控除割合 1.8787% 正味現在価値 -3.50

(別表1-5) スポット・レート調整方式(キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ)

	将来出金 キャッシュ フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット レート	調整前 スポット レート	変動利率	将来入金 キャッシュ フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ フロー	変動利率の計算式
1年後	5.00	0.9659	4.83	3.5261%	3.0000%	3.0000%	3.00	0.9709	2.91	-2.00	3.0000%
2年後	5.00	0.9286	4.64	3.7737%	3.2476%	3.4958%	3.50	0.9381	3.28	-1.50	$((1+3.2476\%)^2/(1+3.0000\%)-1)$
3年後	5.00	0.8838	4.42	4.2026%	3.6765%	4.5397%	4.54	0.8973	4.07	-0.46	$((1+3.6765\%)^3/(1+3.2476\%)^2-1)$
	100.00	0.8973	89.73	3.6765%	3.6765%		100.00	0.8973	89.73		
合計	115.00		103.63				111.04		100.00		

信用リスク・スプレッド 0.4739% 正味現在価値 -3.63

(別表1-6) 自己側信用リスク無視方式(信用リスク・スプレッドの影響を無視する場合)

	将来出金 キャッシュ フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット レート	調整前 スポット レート	変動利率	将来入金 キャッシュ フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ フロー	変動利率の計算式
1年後	5.00	0.9709	4.85	3.0000%	3.0000%	3.0000%	3.00	0.9709	2.91	-2.00	3.0000%
2年後	5.00	0.9381	4.69	3.2476%	3.2476%	3.4958%	3.50	0.9381	3.28	-1.50	$((1+3.2476\%)^2/(1+3.0000\%)-1)$
3年後	5.00	0.8973	4.49	3.6765%	3.6765%	4.5397%	4.54	0.8973	4.07	-0.46	$((1+3.6765\%)^3/(1+3.2476\%)^2-1)$
	100.00	0.8973	89.73	3.6765%	3.6765%		100.00	0.8973	89.73		
合計	115.00		103.77				111.04		100.00		

信用リスク・スプレッド 0.0000% 正味現在価値 -3.77

(別表2-1) スポット・レート調整方式(本件設例タイプ)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	変動利率の計算式
1年後	5.00	0.9615	4.81	4.000%	3.500%	3.500%	3.50	0.9662	3.38	-1.50	3.500%
2年後	5.00	0.9202	4.60	4.2476%	3.7476%	3.9958%	4.00	0.9291	3.71	-1.00	$((1+3.7476\%)^2/(1+3.5000\%)-1)$
3年後	5.00	0.8719	4.36	4.6765%	4.1765%	5.0396%	5.04	0.8845	4.46	0.04	$((1+4.1765\%)^3/(1+3.7476\%)^2-1)$
	100.00	0.8845	88.45	4.1765%	4.1765%		100.00	0.8845	88.45		
合計	115.00		102.22				112.54		100.00		

信用リスク・スプレッド 正味現在価値

(別表2-2) キャッシュ・フロー調整方式(想定元本基準タイプ)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	変動利率の計算式
1年後	4.50	0.9662	4.35	3.500%	3.500%	3.500%	3.50	0.9662	3.38	-1.00	3.500%
2年後	4.50	0.9291	4.18	3.7476%	3.7476%	3.9958%	4.00	0.9291	3.71	-0.50	$((1+3.7476\%)^2/(1+3.5000\%)-1)$
3年後	4.50	0.8845	3.98	4.1765%	4.1765%	5.0396%	5.04	0.8845	4.46	0.54	$((1+4.1765\%)^3/(1+3.7476\%)^2-1)$
	100.00	0.8845	88.45	4.1765%	4.1765%		100.00	0.8845	88.45		
合計	113.50		100.96				112.54		100.00		

信用リスク・スプレッド 正味現在価値

(別表2-3) キャッシュ・フロー調整方式(キャッシュ・フロー基準タイプ)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	変動利率の計算式
1年後	4.98	0.9662	4.81	3.500%	3.500%	3.500%	3.50	0.9662	3.38	-1.48	3.500%
2年後	4.98	0.9291	4.62	3.7476%	3.7476%	3.9958%	4.00	0.9291	3.71	-0.98	$((1+3.7476\%)^2/(1+3.5000\%)-1)$
3年後	4.98	0.8845	4.40	4.1765%	4.1765%	5.0396%	5.04	0.8845	4.46	0.06	$((1+4.1765\%)^3/(1+3.7476\%)^2-1)$
	100.00	0.8845	88.45	4.1765%	4.1765%		100.00	0.8845	88.45		
合計	114.93		102.28				112.54		100.00		

控除割合 正味現在価値

(別表2-4) キャッシュ・フロー調整方式(スポット・レート調整方式準拠タイプ)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	変動利率の計算式
1年後	4.95	0.9662	4.79	3.500%	3.500%	3.500%	3.50	0.9662	3.38	-1.45	3.500%
2年後	4.95	0.9291	4.60	3.7476%	3.7476%	3.9958%	4.00	0.9291	3.71	-0.96	$((1+3.7476\%)^2/(1+3.5000\%)-1)$
3年後	4.95	0.8845	4.38	4.1765%	4.1765%	5.0396%	5.04	0.8845	4.46	0.09	$((1+4.1765\%)^3/(1+3.7476\%)^2-1)$
	100.00	0.8845	88.45	4.1765%	4.1765%		100.00	0.8845	88.45		
合計	114.86		102.22				112.54		100.00		

控除割合 正味現在価値

(別表2-5) スポット・レート調整方式(キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	変動利率の計算式
1年後	5.00	0.9637	4.82	3.7648%	3.500%	3.500%	3.50	0.9662	3.38	-1.50	3.500%
2年後	5.00	0.9243	4.62	4.0124%	3.7476%	3.9958%	4.00	0.9291	3.71	-1.00	$((1+3.7476\%)^2/(1+3.5000\%)-1)$
3年後	5.00	0.8778	4.39	4.4413%	4.1765%	5.0396%	5.04	0.8845	4.46	0.04	$((1+4.1765\%)^3/(1+3.7476\%)^2-1)$
	100.00	0.8845	88.45	4.1765%	4.1765%		100.00	0.8845	88.45		
合計	115.00		102.28				112.54		100.00		

信用リスク・スプレッド 正味現在価値

(別表2-6) 自己側信用リスク無視方式(信用リスク・スプレッドの影響を無視する場合)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	変動利率の計算式
1年後	5.00	0.9662	4.83	3.500%	3.500%	3.500%	3.50	0.9662	3.38	-1.50	3.500%
2年後	5.00	0.9291	4.65	3.7476%	3.7476%	3.9958%	4.00	0.9291	3.71	-1.00	$((1+3.7476\%)^2/(1+3.5000\%)-1)$
3年後	5.00	0.8845	4.42	4.1765%	4.1765%	5.0396%	5.04	0.8845	4.46	0.04	$((1+4.1765\%)^3/(1+3.7476\%)^2-1)$
	100.00	0.8845	88.45	4.1765%	4.1765%		100.00	0.8845	88.45		
合計	115.00		102.35				112.54		100.00		

信用リスク・スプレッド 正味現在価値

(別表3-1) 本件設例タイプ(別表1-1の1年後の状況)

	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.000%	3.000%	3.00			-2.00	3.50	-0.24	
2年後	5.00	0.9570	4.78	4.4958%	3.4958%	3.4958%	3.50	0.9662	3.38	-1.50			3.4958%
3年後	5.00	0.9067	4.53	4.0164%	4.0164%		4.54	0.9243	4.20				
	100.00	0.9243	92.43	4.0164%	4.0164%	4.5397%	100.00	0.9243	92.43	-0.46			$((1+3.4958\%)(1+4.5397\%))^{1/2-1}$
合計	115.00		101.75				111.04		100.00				

信用リスク・スプレッド 1.0000% 正味現在価値 -1.75

(別表3-2) 想定元本基準タイプ(別表1-2の1年後の状況)

	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.000%	3.000%	3.00			-2.00	0.96	-1.03	
2年後	4.00	0.9662	3.86	3.4958%	3.4958%	3.4958%	3.50	0.9662	3.38	-0.50			3.4958%
3年後	4.00	0.9243	3.70	4.0164%	4.0164%		4.54	0.9243	4.20				
	100.00	0.9243	92.43	4.0164%	4.0164%	4.5397%	100.00	0.9243	92.43	0.54			$((1+3.4958\%)(1+4.5397\%))^{1/2-1}$
合計	113.00		99.99				111.04		100.00				

信用リスク・スプレッド 0.0000% 正味現在価値 0.01

(別表3-3) キャッシュ・フロー基準タイプ(別表1-3の1年後の状況)

	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.000%	3.000%	3.00			-2.00	3.63	-0.16	
2年後	4.95	0.9662	4.78	3.4958%	3.4958%	3.4958%	3.50	0.9662	3.38	-1.45			3.4958%
3年後	4.95	0.9243	4.58	4.0164%	4.0164%		4.54	0.9243	4.20				
	100.00	0.9243	92.43	4.0164%	4.0164%	4.5397%	100.00	0.9243	92.43	-0.41			$((1+3.4958\%)(1+4.5397\%))^{1/2-1}$
合計	114.90		101.78				111.04		100.00				

控除割合 1.0000% 正味現在価値 -1.78

(別表3-4) スポット・レート調整方式準拠タイプ(別表1-4の1年後の状況)

	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.000%	3.000%	3.00			-2.00	3.50	-0.20	
2年後	4.91	0.9662	4.74	3.4958%	3.4958%	3.4958%	3.50	0.9662	3.38	-1.41			3.4958%
3年後	4.91	0.9243	4.53	4.0164%	4.0164%		4.54	0.9243	4.20				
	100.00	0.9243	92.43	4.0164%	4.0164%	4.5397%	100.00	0.9243	92.43	-0.37			$((1+3.4958\%)(1+4.5397\%))^{1/2-1}$
合計	114.81		101.70				111.04		100.00				

控除割合 1.8787% 正味現在価値 -1.70

(別表3-5) キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ(別表1-5の1年後の状況)

	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.000%	3.000%	3.00			-2.00	3.63	-0.19	
2年後	5.00	0.9618	4.81	3.9697%	3.4958%	3.4958%	3.50	0.9662	3.38	-1.50			3.4958%
3年後	5.00	0.9159	4.58	4.4903%	4.0164%		4.54	0.9243	4.20				
	100.00	0.9243	92.43	4.0164%	4.0164%	4.5397%	100.00	0.9243	92.43	-0.46			$((1+3.4958\%)(1+4.5397\%))^{1/2-1}$
合計	115.00		101.82				111.04		100.00				

信用リスク・スプレッド 0.4739% 正味現在価値 -1.82

(別表3-6) 自己側信用リスク無視方式(別表1-6の1年後の状況)

	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.000%	3.000%	3.00			-2.00	3.77	-0.11	
2年後	5.00	0.9662	4.83	3.4958%	3.4958%	3.4958%	3.50	0.9662	3.38	-1.50			3.4958%
3年後	5.00	0.9243	4.82	4.0164%	4.0164%		4.54	0.9243	4.20				
	100.00	0.9243	92.43	4.0164%	4.0164%	4.5397%	100.00	0.9243	92.43	-0.46			$((1+3.4958\%)(1+4.5397\%))^{1/2-1}$
合計	115.00		101.88				111.04		100.00				

信用リスク・スプレッド 0.0000% 正味現在価値 -1.88

(別表4-1)本件設例タイプ(別表1-1の2年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.50	-0.24	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.75	-0.15	
3年後	5.00	0.9475	4.74	5.5397%	4.5397%		4.54	0.9566	4.34				4.5397%
	100.00	0.9566	95.66	4.5397%	4.5397%	4.5397%	100.00	0.9566	95.66	-0.46			
合計	115.00		100.40				111.04		100.00				

信用リスク・スプレッド 1.0000% 正味現在価値 -0.40

(別表4-2)想定元本基準タイプ(別表1-2の2年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	0.96	-1.03	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	-0.01	-1.00	
3年後	4.00	0.9566	3.83	4.5397%	4.5397%		4.54	0.9566	4.34	0.54			4.5397%
	100.00	0.9566	95.66	4.5397%	4.5397%	4.5397%	100.00	0.9566	95.66				
合計	114.00		99.48				111.04		100.00				

信用リスク・スプレッド 0.0000% 正味現在価値 0.52

(別表4-3)キャッシュ・フロー基準タイプ(別表1-3の2年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.63	-0.16	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.78	-0.11	
3年後	4.95	0.9566	4.74	4.5397%	4.5397%		4.54	0.9566	4.34	-0.41			4.5397%
	100.00	0.9566	95.66	4.5397%	4.5397%	4.5397%	100.00	0.9566	95.66				
合計	114.95		100.39				111.04		100.00				

控除割合 1.0000% 正味現在価値 -0.39

(別表4-4)スポット・レート調整方式準拠タイプ(別表1-4の2年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.50	-0.20	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.70	-0.15	
3年後	4.91	0.9566	4.69	4.5397%	4.5397%		4.54	0.9566	4.34	-0.37			4.5397%
	100.00	0.9566	95.66	4.5397%	4.5397%	4.5397%	100.00	0.9566	95.66				
合計	114.91		100.35				111.04		100.00				

控除割合 1.6787% 正味現在価値 -0.35

(別表4-5)キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ(別表1-5の2年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.63	-0.19	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.82	-0.11	
3年後	5.00	0.9523	4.76	5.0136%	4.5397%		4.54	0.9566	4.34	-0.46			4.5397%
	100.00	0.9566	95.66	4.5397%	4.5397%	4.5397%	100.00	0.9566	95.66				
合計	115.00		100.42				111.04		100.00				

信用リスク・スプレッド 0.4739% 正味現在価値 -0.42

(別表4-6)自己側信用リスク無視方式(別表1-6の2年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット ・レート	調整前 スポット ・レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価損益 戻入額	課税 標準額	調整前スポット・レートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.77	-0.11	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.88	-0.07	
3年後	5.00	0.9566	4.78	4.5397%	4.5397%		4.54	0.9566	4.34	-0.46			4.5397%
	100.00	0.9566	95.66	4.5397%	4.5397%	4.5397%	100.00	0.9566	95.66				
合計	115.00		100.44				111.04		100.00				

信用リスク・スプレッド 0.0000% 正味現在価値 -0.44

(別表5-1) 本件設例タイプ(別表1-1の3年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット・ レート	調整前 スポット・ レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価増益 戻入額	課税 標準額	調整前スポットレートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.50	-0.24	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.75	-0.15	
3年後	5.00				4.5397%	4.5397%	4.54						
	100.00				4.5397%		100.00			-0.46	0.40	-0.07	
合計	115.00						111.04					-0.46	

信用リスク・スプレッド

(別表5-2) 想定元本基準タイプ(別表1-2の3年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット・ レート	調整前 スポット・ レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価増益 戻入額	課税 標準額	調整前スポットレートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	0.96	-1.03	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	-0.01	-1.00	
3年後	5.00				4.5397%	4.5397%	4.54						
	100.00				4.5397%		100.00			-0.46	-0.52	-0.98	
合計	115.00						111.04					-3.00	

信用リスク・スプレッド

(別表5-3) キャッシュ・フロー基準タイプ(別表1-3の3年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット・ レート	調整前 スポット・ レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価増益 戻入額	課税 標準額	調整前スポットレートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.63	-0.16	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.78	-0.11	
3年後	5.00				4.5397%	4.5397%	4.54						
	100.00				4.5397%		100.00			-0.46	0.39	-0.07	
合計	115.00		0.00				111.04					-0.34	

控除割合

(別表5-4) スポット・レート調整方式準拠タイプ(別表1-4の3年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット・ レート	調整前 スポット・ レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価増益 戻入額	課税 標準額	調整前スポットレートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.50	-0.20	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.70	-0.15	
3年後	5.00				4.5397%	4.5397%	4.54						
	100.00				4.5397%		100.00			-0.46	0.35	-0.11	
合計	115.00		0.00				111.04					-0.46	

控除割合

(別表5-5) キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ(別表1-5の3年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット・ レート	調整前 スポット・ レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価増益 戻入額	課税 標準額	調整前スポットレートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.63	-0.19	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.82	-0.11	
3年後	5.00				4.5397%	4.5397%	4.54						
	100.00				4.5397%		100.00			-0.46	0.42	-0.04	
合計	115.00		0.00				111.04					-0.34	

信用リスク・スプレッド

(別表5-6) 自己側信用リスク無視方式(別表1-6の3年後の状況)

	将来出金 キャッシュ ・フロー	割引率1	現在価値1	調整後 スポット・ レート	調整前 スポット・ レート	変動利率	将来入金 キャッシュ ・フロー	割引率2	現在価値2	正味 キャッシュ ・フロー	前期 評価増益 戻入額	課税 標準額	調整前スポットレートの計算式
1年後	5.00				3.0000%	3.0000%	3.00			-2.00	3.77	-0.11	
2年後	5.00				3.4958%	3.4958%	3.50			-1.50	1.88	-0.07	
3年後	5.00				4.5397%	4.5397%	4.54						
	100.00				4.5397%		100.00			-0.46	0.44	-0.02	
合計	115.00		0.00				111.04					-0.20	

信用リスク・スプレッド

(別表6)各評価方式における実質累積税額の比較

調整方式	課税時期	課税標準額	課税額	各年分の変動利率			自己側信用リスク無視方式を100とした比率
				1年後	2年後	3年後	
				3.0000%	3.4958%	4.5397%	
本件設例タイプ	1年後	-0.243	-0.102	-0.102	-0.105	-0.109	232.1%
	2年後	-0.154	-0.065		-0.065	-0.067	
	3年後	-0.065	-0.027			-0.027	
	合計	-0.462	-0.194	-0.102	-0.170	-0.203	
想定元本基準タイプ	1年後	-1.029	-0.432	-0.432	-0.445	-0.461	1491.2%
	2年後	-1.000	-0.420		-0.420	-0.435	
	3年後	-0.977	-0.410			-0.410	
	合計	-3.005	-1.262	-0.432	-0.865	-1.305	
キャッシュ・フロー基準タイプ	1年後	-0.159	-0.067	-0.067	-0.069	-0.071	169.6%
	2年後	-0.112	-0.047		-0.047	-0.049	
	3年後	-0.068	-0.028			-0.028	
	合計	-0.339	-0.142	-0.067	-0.116	-0.148	
スポット・レート調整方式準拠タイプ	1年後	-0.199	-0.084	-0.084	-0.086	-0.089	230.7%
	2年後	-0.153	-0.064		-0.064	-0.067	
	3年後	-0.110	-0.046			-0.046	
	合計	-0.462	-0.194	-0.084	-0.151	-0.202	
キャッシュ・フロー調整方式準拠タイプ	1年後	-0.189	-0.079	-0.079	-0.082	-0.085	170.2%
	2年後	-0.108	-0.045		-0.045	-0.047	
	3年後	-0.042	-0.017			-0.017	
	合計	-0.338	-0.142	-0.079	-0.127	-0.149	
自己側信用リスク無視方式	1年後	-0.113	-0.047	-0.047	-0.049	-0.051	100.0%
	2年後	-0.066	-0.028		-0.028	-0.029	
	3年後	-0.020	-0.008			-0.008	
	合計	-0.199	-0.083	-0.047	-0.076	-0.088	

(注)税額は、実効税率を42%として計算した。

(資料) JPMorgan Chase 事件第7巡回区連邦控訴裁判所判決 [仮訳]

(出典) http://www.ca7.uscourts.gov/fdocs/docs.fwx?submit=rss_sho&shofile=07-3042_015.pdf

No. 07-3042

控訴人 JPMORGAN CHASE & CO. (First Chicago Corporation の承継者である旧 NBD Bankcorp, Inc. であった First Chicago NBD Corporation の承継者である Bank One Corporation の承継者)及びその系列企業

被控訴人 COMMISSIONER OF INTERNAL REVENUE

連邦租税裁判所からの控訴

Nos. 5759-95 & 5956-97—David Laro 判事判決

弁論期日 2008年5月29日、判決日 2008年7月1日

FLAUM、MANION 及び EVANS 巡回区判事の前で。

FLAUM 巡回区判事。本件は、スワップ取引からの JPMorgan の所得に対する課税に関するものである。JPMorgan は、当該所得の一部を控除して (to carve out) 当該スワップに関連した特定の費用や支出のために繰り延べようとした。内国歳入庁長官 (以下「長官」という。) 及び最終的には租税裁判所も、これらの所得の繰延べ (income deferrals) は適切ではなく、そして、JPMorgan の評価方法は、所得を明確に反映していないと結論付けた。そこで、JPMorgan は、租税裁判所判決について当裁判所に控訴したが、当裁判所は、租税裁判所が長官の評価方法をより尊重した審査基準 (a more deferential standard of review) を適用すべきものとして本件を租税裁判所に差し戻した。下記の訴訟手続の結果、再び長官が支持されたことから、JPMorgan は、このたび、再度控訴したものである。本控訴審において同社は、所得の繰延べ及び評価方法の問題については争点

とせず、これらの控除額 (carve-outs) に係る特定の計算方法についてのみ争った。当裁判所においても、租税裁判所が長官の計算方法を承認したことに何ら誤りが認められないことから、当裁判所は [租税裁判所の判決を] 支持する。

I 背景⁽¹⁾

JPMorgan Chase & Company⁽²⁾ (以下「JPMorgan」という。) は、「スワップ取引」として知られている一対の契約の最大級のディーラーの一つである。本件において、その仕組みが特に関係するというわけではないが、これらの契約は、本質的には、二人の当事者間において、投資に伴う変動に対する防御手段として働くように設計された契約である。これらの変動の源泉は、金利、商品、通貨などいろいろなものであり得る。スワップ契約の両当事者は、指定された間隔で支払を交換することに合意する。スワップ取引の本来的

な価値は、一方の当事者が他方の当事者（つまり、「取引相手」である。）と遣り取りする金額の差額の「もたらす」機能である。明確にするために「補足すると」、金利スワップの場合には、双方向の支払の規模は、関連する利率に「想定元本^③」と呼ばれる一定の定数を乗ずることによって決定される。通常、一方の当事者は、この想定元本に固定利子率を乗じ、そして、他方の当事者は、この額に変動利子率（例えば、ロンドン銀行間出し手金利 [LIBOR]）を乗じることになる。そして、これらの支払額は、定期的に、交換され、あるいはスワップされることになる。仮に、例えば、変動金利が固定金利よりも低ければ、当該スワップの際に、変動金利を支払うべき当事者は、金銭を受け取り、他方の当事者は、金銭を失うことになる。

1993年に、JPMorganは、少なくとも1000億ドルのスワップ契約を同社の帳簿上有していた。これらの金融商品を評価することは、この膨大な数量を別にしても、困難なものであった^④。そうではあっても、所得を正確に申告し、納税するためには、JPMorganは、1年ごとにそれを行わなければならない。当初、JPMorganは、(1)スワップ契約を取り扱うために必要な管理費用 (administrative costs)、及び(2)取引相手が債務不履行となるかもしれないリスクのために、この所得の一部を繰り延べていた。この繰延べの后者の部分、つまり、信用リスク (credit risk) が、本控訴審の争点である。特に、JPMorganは、信用リスク関連の年間の所得繰延額を二つの異なる方法を用いて計算していた。そして、同社が繰り延べた金額は、後年度において「取り崩される (amortized)」、つまり、所得に戻入されていた。[つまり、]「スワップ手数料控除額 (swap fee carve-outs)」と呼ばれる当該繰延額は、スワップが前倒して全評価される (full valuation) のを防止するためのものであった。

長官の見方によれば、JPMorganの繰延額の会計方法は、所得を明確に反映しないものであった。したがって、JPMorganは、内国歳入庁（以下「IRS」という。）から、更正決定通知 (notices of deficiency) を受けたが、その主旨は、同社に対して、管理費用及び信用リスク費用のために繰り延べられた繰延額を対応する各年分に加算することを求めるものであった。当該「更正」金額は、1990年ないし1993年において350万ドルないし580万ドルであった。最初の同社に対する更正決定通知を受けた後、JPMorganは、租税裁判所に提訴し、同社の繰延額の会計方法は、(関連する費用と対応させるために所得を繰り延べるものであり、)所得を反映するための正確な方法であると主張した。[ただし、]当該事件が当該裁判所で争われている中で、JPMorganは主張を180度転換し、本件のような環境においては、繰延方式 (deferral method) は、実のところは (actually)、許されないと認めた。

そこで、租税裁判所は、裁定を行い、いずれの訴訟当事者の所得計算の方法も適当ではないと判定した。それらのスワップ取引の種々の評価方法を理解することは、本控訴審の争点に特に関連することではないが、当裁判所においても、完璧を期するためにその概要について触れることとする。全体として、租税裁判所は、JPMorganが管理費用及び信用リスクに関連してスワップ取引関連の所得を繰り延べることはできないことについて長官に同意した。しかし、租税裁判所は、それらの金額のすべてが1990年分ないし1993年分の所得に加算されるべきではないとも裁定した。その代わりに、租税裁判所は、本質的に「所得の」繰延べの必要がなく、管理費用及び信用リスクに対応した所得を「実質的に」除外する方式である「調整中値方式 (adjusted midmarket valuation)」を支持した。長官は、理論的には当該方式に賛成し

たものの、JPMorgan の管理費用及び信用リスクに係る繰延額の計算方法には欠陥があると考えた。長官の観点からすると、JPMorgan の記帳状況が悪いために、信用リスクに関連する支出について中値を調整すべき程度を確認することが困難ということであった。

にもかかわらず、租税裁判所は、租税裁判所規則第 155 条⁶⁾に基づき、この新しい評価方法を前提として、両当事者に対して JPMorgan の過少申告額を計算するように命じた。JPMorgan と長官は、各年分の管理費用と 1993 年分の信用リスクについては合意に達したが、1990 年分ないし 1992 年分の信用リスクに係る繰延額については、合意に達することができなかった。長官は、当該 [過少申告] 額を 1990 年分ないし 1993 年分の合計額として約 1,440 万ドルと算定した。長官は、当該額となることについては基本的に更正決定通知に基づいていた。なぜなら、長官の見解によれば、JPMorgan は、より正確な推計額に至るために必要な法令上強制されている記録 (statutorily mandated records) を保存していなかったためである。これに対して、JPMorgan は、当該 [過少申告] 額が 1990 年から 1993 年の期間において総額で高々約 360 万ドルであるとし、その計算根拠は、(当該訴訟のために作成された) 当事者間で争いがある概要図 (a summary chart) に基づくものであった。租税裁判所は、いずれの結果についても満足せず、両当事者に対して、追加的な計算結果を提出するように命じた。[しかし、] これらの追加的な訴訟手続によっても新たな事実が明らかとはならなかった。そこで、租税裁判所は、長官の計算結果を支持する判決を行った。

JPMorgan は、当該判決について当裁判所に控訴し、租税裁判所の評価方法及び租税裁判所規則第 155 条による計算結果の両方について異議を申し立てた。[しかし、それに対して] 当裁判所は、当該争点について実質的な

審議を行っていない。なぜなら、当裁判所は、租税裁判所が長官のスワップ取引評価に係る計算方法を尊重するような審査基準を適用すべきであったことを根拠として、租税裁判所に本件を差し戻したためである。その判決において、当裁判所は、「特に…」 「納税者が記録を保存せず提供することができないこと」を含め、「本件に特有な記録及び環境を前提とすれば」、(JPMorgan 判決, 458 F.3d at 571) 長官の [所得計算の] 方法を尊重することが相当であると判示した。しかし、同時に当裁判所は、「長官の計算結果をおおざなりに適用することに対する懸念」を表明し、計算結果に関する「より詳細な説明」を求めた (同 572)。

租税裁判所は、本件の差戻し審において、長官の計算結果になぜ同意するのかについて、よりしっかりした計算書 (a more robust account) を提供している。租税裁判所は、問題となっている年分において、その不適切な信用リスクに係る繰延額を取り除くことによる影響 [つまり、過少申告額] の総額が、長官によって支持され、その前判決にも反映された 1,440 万ドルではなく、[同社が主張するように] 高々 360 万ドルであるということ JPMorgan が論証できなかったと認定した。租税裁判所がこのような筋道 (route) ⁶⁾ を選択したのは、JPMorgan の計算結果が記録によって裏付けされておらず、年度毎会計 (annual accounting) の原則にも反していたからである (つまり、JPMorgan は、3 年間分の総額を示すのみで、各年分に細分化されていなかったものである)。また、租税裁判所は、JPMorgan の概要図 (証拠番号 149-P) に記載されている数値を採用しなかった。しかるに、JPMorgan が無効の申立て (a motion to vacate) を行ったことから、両当事者は、上記のとおり行われた同じ弁論を再度行った。租税裁判所は、当該申立てを同様な理由で認めなかった：[つまり、] 信用リスクに係る繰延額について信頼できる証拠が

ないためであった。記録に欠陥があることを前提とすれば、租税裁判所は、JPMorganの信用リスクに係る繰延額の実際の金額が、長官による算定額か、JPMorganによる算定額か、あるいは、いずれの算定額により近いのかについて認定することができなかった。結局、租税裁判所は、「記帳が行われていなかったことによって〔納税者〕及びその承継者を報いること、つまり、〔納税者が〕課税を免れるのを是認すること」を望むものではないと結論した。

II 審議

本再控訴審において、JPMorganは、租税裁判所の評価方法について異議を申し立てず、同社は、長官の規則第155条に基づく計算結果を租税裁判所が認容したことについてのみ争っている。当裁判所は、租税裁判所規則第155条に基づいていずれかの当事者によって提出された計算結果を租税裁判所が採用したことについて裁量権の逸脱(an abuse of discretion)があるか審査した。Chimblo v. Commissioner 判決、177 F.3d 119, 127 (2d Cir. 1999) 参照。規則第155条に係る審議は、当該規則の規定上、純粋に計算上の項目に限定されるものであり、当該項目が租税裁判所の〔示した〕見解における認定事実や結論と整合性があるか否かについてのみ行われる。租税裁判所規則第155条(b)項。仮に両当事者が判決に採用されるべき金額について合意できない場合には、それぞれの当事者が租税裁判所に対して各々が租税裁判所の認定事実や結論と整合性があると信じる計算結果を区々に提出することができる。そして、〔それを踏まえて〕租税裁判所は、判決を行うことができる。同項。

重要な点は、「〔規則第155条の〕計算の出発点は、法定の更正決定通知〔額〕であって、それを出発点として両当事者によって合意されたか又は租税裁判所が裁定した事項に基づ

いて過少申告額を再検討すること」である。Home Group, Inc. v. Commissioner 判決、91 T.C. 265, 269 (1988)・同控訴審判決(支持) 875 F.2d 377 (2d Cir. 1989) 参照。一般論として、長官による過少申告額の更正決定については、「正当性の推定(presumptively correct)」が行われ、「納税者は、そうではないことの立証責任がある」。Zuhone v. Commissioner 判決、883 F.2d 1317, 1323 (7th Cir. 1989) 参照。さらに、納税者は、その正しい租税債務が算定できるように十分な記録を保存する必要がある。内国歳入法第6001条、内国歳入規則第1.6001-1条(連邦規則集第26巻) 参照。事実、本件の前審において、当裁判所は、「租税裁判所は、納税者が立証責任を有していることを認識すべきであり、そして、納税者が記録を保存せず、提供することができないことに伴って長官の〔算定〕方法が不十分である場合にはそのことが考慮されるべきである」と判示している。JPMorgan 判決、458 F.3d at 571 参照。

しかるに、租税裁判所は、(両当事者も述べているとおり) JPMorganが1993年分の信用リスクについてスワップ所得のうち981,995ドルを繰り延べていたものと認定したが、租税裁判所は、1990年分ないし1992年分については具体的な認定を行わなかった。長官は、JPMorganが1990年分ないし1992年分に係る同社の信用リスクについて繰延額及び取崩し額を実証することができなかったものであり、したがって、それらの年分については、納税者において更正決定通知の誤りを立証すべき責任を有することから更正決定通知の金額が用いられるべきであると主張した。〔一方、〕JPMorganは、更正決定通知は、恣意的であり、過大であると主張した。〔それに対して、〕租税裁判所は、反対の認定を行い、(1)更正決定通知は、恣意的あるいは過大ではないこと、(2)更正決定通知に用いられた繰延額を反証する責任を有すること、

(3)JPMorgan が立証できたのは 1993 年分に係る信用リスクに係る繰延額のみであること、(4)JPMorgan が立証できた信用リスクに係る取崩し額も 1993 年において取り崩されたと主張された信用リスクに係る繰延額に限られることを認定した。1990 年分ないし 1992 年分の信用リスクを把握するため、長官は、当該年分の信用リスクに係る繰延額及び管理費用に係る繰延額を含む更正決定通知 [の合計繰延額] を用い、後者の [管理費用に係る] 繰延額を差し引くこととした。長官の観点によれば、[更正決定通知の] 過少申告額が正当であると推定され、JPMorgan がその正当性について反証するための対抗できるような証拠を示さなかった (そして、実際に、

[JPMorgan は、] 証拠不足 (a dearth of evidence) であり、更正決定通知額が採用されることになった) という点が重要である。

JPMorgan は、租税裁判所が政府の評価方法を部分的に不採用としたことが更正決定通知に係る正当性の推定を否定するものであると主張した。この主張には、形式的には何らかの理由 (some surface appeal) があるものとも考えられるが、それについて法律的な根拠のないものである。確かなことは、租税裁判所が長官の決定を明示的に支持し、納税者の繰延会計方式 (deferral accounting method) を認めなかったことである。租税裁判所は、調整中値方式によるアプローチについて (政府による) 中値方式 (midmarket valuation) によるアプローチを排斥したことは確かであるが、更正決定通知に係る正当性の推定の効果を減じたわけではない。租税裁判所は、当初の更正決定額が修正されるべきであるとは裁定したが、それと同時にその [更正決定自体の] 効果を取り消すものではなかった。Paccar, Inc. v. Commissioner 判決, 849 F.2d 393, 400 (9th Cir.1988) (「長官が、その当初の計算結果について誤りを認め、さらに、租税裁判所が長官の修正した当該決定を維持

した場合には、そのような誤りは、正当性の推定 [の効果] を覆すための根拠とはならない。』) 参照。

JPMorgan は、更正決定通知に係る正当性の推定 [の効果] があるか否かは別として、当該通知に含まれている金額が正確ではないということを示す十分な証拠を同社が提示していることを主張している。具体的には、同社は、証拠番号 149-P の証拠を根拠にしているが、当該証拠は、概要説明図であり、信用リスク引当残高 (credit risk reserve balances) の合計額を表していると主張されている。この説明図によれば、1993 年末において当該信用リスク引当残高は、360 万ドルであるとされている。JPMorgan の主張の論理は次のとおりである : [つまり、] 1993 年末における当該残高が分かっている、そして、1993 年において設定された信用リスクに係る繰延額の規模 (約 90 万ドル) も分かっている、したがって、これらの値を減算することによって 1992 年末の信用リスク引当残高が計算できる [というものである]。このようにして、

JPMorgan は、同社の 270 万ドルという金額を求めたわけであるが、その金額は、1990 年ないし 1992 年間の所得に加算されるべき信用リスクに係る繰延額の合計金額を表していると同社が確信するものであった。当該 270 万ドルがどのように各年に配分されるかは重要ではないと JPMorgan は主張した。簡単にいえば、1990 年分ないし 1993 年分に配分される合計金額は、高々 360 万ドルであり、政府によって提示された 1,440 万ドルにはほど遠い金額であることは確かである [ということであった]。

JPMorgan の主張の致命的な欠陥は、同社が 360 万ドルという金額が正確であると想定している点であり、[そして、実際には] そうではない。このことは少なくとも次の 2 点によって、間違いではない。第 1 点目として、当該金額は、証拠番号 149-P の証拠から求め

られたものであるが、当該証拠は、「Devon System」と呼ばれる、ある特定の機器に記録されたすべての未決済の信用リスクに係る繰延額を要約するものであると主張されるものである。しかし、JPMorgan 自身が認めているように、Devon System は、すべての同社のスワップ取引を評価するために用いられたものではない。例えば、租税裁判所において JPMorgan は、自認する事実として同社が「商品スワップ (commodity swaps)」については「中値を計算するために異なったシステム」を用いたと述べている。さらに、同社は、一団の通貨スワップ (currency swaps) の「評価にも Devon [System] は用いられなかった」と認めている。第2点目は、JPMorgan は、同社が実際に評価したスワップ取引に関して当該証拠の正確性を論証する努力をしなかったことである。当該証拠は、証拠として採用されなかった600頁を超える報告書のわずかに1頁の要約である。さらに、当該証拠は、「Devon システムの月次報告の要約

(Summary of Monthly Devon Reports)」と題するものであるが、多くの月分 (例えば、1991年の1月分ないし9月分) が含まれていなかった。[したがって、] JPMorgan は、余りにも簡略で、実証されておらず、そして、不完全な1頁の概要説明図によっては、長官の更正決定通知に係る正確性の推定[の効果]を覆すことができなかったわけである。

ここに至って JPMorgan がなさねばならなかったことは、同社の1993年分の取引について提示したものと同様の情報を1990年分ないし1992年分の取引についても租税裁判所に提示することであった。[なお、] JPMorgan は、1993年については、内国歳入法第6001条[《記録、計算書及び特別な申告書を求めるための通知又は規則》]の帳簿保存義務を満たすことができ、同社が1993年において488件のスワップ取引を行ったことを論証することができた。[結局、上記のよう

な]記録の不備のため、検討対象となっている先行年分について租税裁判所が同様の事実認定を行うことを妨げることとなった。

JPMorgan は、租税裁判所が規則第155条に基づく計算を行う時には更正決定通知のみに基づくことはできないと主張するために、Transport Mfg. & Equip. Co. v.

Commissioner 判決、374 F.2d 173 (8th Cir. 1967) 及び Commissioner v. Jacobson 判決、164 F.2d 594 (7th Cir. 1947) の2件の裁判例を引用している。一般論としてこの点について反対する者はいないであろう、[しかし、]本件では、1990年分ないし1992年分に係る JPMorgan の証拠不足のために租税裁判所の両手は、拘束されてしまっているのである。正しくこのような状況のためにこそ、推定

(presumptions) や立証責任 (burdens of proof) [の法理]があるわけである。租税裁判所は、差戻し審において JPMorgan に対して1990年分ないし1992年分の信用リスクに係る繰延額及び関連する取崩し額について明らかにするための2度目の機会を与えたにもかかわらず、同社は、補足的な証拠を提示することをせず、また、証拠番号149-Pの証拠に固執することにより、その機会を逃してしまったものである。したがって、当裁判所は、「過少申告額を求めるに当たって、納税者自身が記録を保存していないことによって板挟み (dilemma) が生じた場合には、租税裁判所が事実に基づいて審理する者として (as the trier of the facts)、当該納税者に厳しく対応する (bearing heavily against the taxpayer) ことが許される」と結論する。Mitchell v. Commissioner 判決、416 F.2d 101, 103 (7th Cir. 1969) 参照。租税裁判所は、闇夜で当て推量をする (to take a stab in the dark) 必要はない、特に、租税裁判所に対して推認を求める当事者が照明を消してしまった場合には。

III 結論

以上の理由により、当裁判所は、租税裁判所の判決を支持する。

れる当該繰延額に係る所得への〔既〕取崩し額を認容するための調整である。

-
- (1) 本件は、2度目の控訴審であることから、そして、かなり絞られた争点について検討することから、関連する事実についてのみ簡単に再述する。より包括的な背景の記述については、JPMorgan Chase & Co. v. Commissioner, 458 F.3d 564 (7th Cir. 2006) 参照のこと。
- (2) JPMorgan は、同社の系列企業である First National Bank of Chicago の承継者及びその代理として本件訴訟に及んだものである。
- (3) 実際に支払われるものではないために、この金額が実際に何であるかは直接には問題ではない。これは、通常当該投資家がヘッジしようとしている、下地となっている投資において危険にさらされている金額によって決まる定数である。
- (4) JPMorgan は、これらの取引の多数について「固定金利」側にも「変動金利」側にも付いていた。ある特定のスワップ取引について、スワップ契約期間にわたり、支払う場合の利率と支払われる場合の利率との金利差の平均値、つまり、買売スプレッド (bid-ask spread) が予測され、「中値 (midmarket value)」を求めるために用いられた。同社によってそのスワップ契約を評価する際に用いられたのは、この中値である。
- (5) 租税裁判所規則第 155 条(a)項は、裁判所が「訴訟の争点について検討するための」見解を提示した後、「両当事者において裁判所の争点に係る当該検討に沿った計算結果を提出して、正しい過少申告額を示し、…判決として採用するため、裁判所は、判決を保留することができる」ことを規定している。両当事者は、当該計算結果について合意できない場合には、別々の計算結果を提出することができる。
- (6) これには、3段階の手続が含まれている：
- (1)1990 年から 1993 年の間の各年について当初の信用リスクに係る繰延額の年間減少額からのスワップ所得〔既計上分〕を認容するための調整、
- (2)過年分（つまり、1990 年より前の年分）において除外されていた所得を修正するために、既に控除されていた繰延額を所得に戻すための内国歳入法第 481 条〔「会計方法の変更に伴う調整」〕に基づく調整、そして、(3) [上記(2)] 否認さ